

令和3年4月25日～5月11日までの利用の変更・取消・還付について

渋谷区文化総合センター大和田  
指定管理者 しぶや文化創造グループ

緊急事態措置として、ホールは無観客利用、練習室・学習室・展示ギャラリー・多目的アリーナは利用不可となります。利用変更や取消をされる場合は、下記のとおり、お願いいたします。

1 利用取消による還付

令和3年4月25日～5月11日までのご利用で、新型コロナウイルスの影響及び利用制限による利用取消は、施設利用料の全額還付を行います。

2. 利用日の変更

1回のみ可能です。

納付済みの利用料金は変更日に充当できます。

変更による利用料金の差額は追徴、還付を行います。

3. 手続き

取消、変更については、窓口か郵送にて、ご申請ください。

3Fホール事務室（変更申請は郵送不可）にて承ります。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町23-21 3階ホール事務室 03-3464-3251

4. 必要書類

a.使用承認書原本

b.施設利用取消届 兼 利用料還付申請書

<https://www.shibu-cul.jp/hp/wp-content/uploads/2020/06/ee5c26d239a6ea216d0fb113d8a2992f.pdf>

c.還付金請求書兼口座振替依頼書

<https://www.shibu-cul.jp/hp/wp-content/uploads/2020/06/6af154205fa870a7541d0bf65f0a0806.pdf>

d.振込先口座がわかる通帳、キャッシュカード等（窓口申請時のみ）

以上